

2011年8月16日

2011年7月 365号

今回は、“Autonomie im Alter”がテーマになっていますが、自分自身もそれほど遠くない将来には直面する問題ですので、とても興味深く聞きました。

ここに紹介されたウィーンでの取り組みをインターネットで調べてみました。放送に出てくるウィーン大学の Diketmüller さんたちが提唱しているプロジェクト“Gemma raus!”(GEsundheitsfördernde MitMachAktionen für ältere FRAUen und Männer in BewegungsparkS)は、2009年12月にスタートし、その後の約1年弱の活動経過を5か所の運動公園毎に2010年11月に様々な観点から中間報告としてまとめたようです。超高齢化社会を迎えつつある先進国にとって、このような場所で適度な運動をすることにより、高齢者が健康を保ち、自立することは非常に重要なことだと思います。当然民間のスポーツクラブも多くの高齢者が利用していると思いますが、料金を考えるとだれもが利用できるとは限りませんので、やはり、国や地方自治体が推進すべきプロジェクトであると思います。

私と妻の両親は4名共、80歳を超えており、体のどこかに小さな異常または故障を抱えています。幸い自分のことはほとんど自分で言い、それぞれが趣味を持ち生活をしています。私も二十数年後でも両親同様に自立し、何かに取り組んでいたいと思っています。「才能は年齢と関係なく花咲く」という日本経済新聞の記事を数日前に読み、年齢を重ねても、何かに取り組むことの大切も感じています。今回の課題は、老年の「自立」とさらに「年齢を重ねても成果は得られる」ことを改めて考えさせられました。

K. K.

2011年9月17日

2011年8月 366号

今回は、ドイツ在住のベトナム人がテーマになっていますが、現在約10万人も住んでいることに驚きました。最初は旧東ドイツへ大勢やってきたのですね（時代は違いますが、第二次大戦後ドイツがトルコ人を外国人労働者として受け入れた過去と類似しているような気がします）。ドイツとベトナムの意外な深い関係について、改めて認識しました。そして、最初は、彼らは、主に職人や肉体労働者だったわけですが、その子供たちは、学歴を身につけて、むしろドイツ社会の上層へ属するようになることなのでしょう。そしてその象徴が課題の最初に出てくる現経済大臣 Rösler 氏であるような気がします。

ところで、Rösler 氏がベトナム出身であることは、ゲーテの授業で知りました。Karl Theodor von Guttenberg 氏が博士論文の盗作スキャンダルで防衛大臣を辞任すると同時に、FDP の党首も辞任し、Rösler 氏がその後任となり、その当時保健大臣だった Rösler 氏が経済大臣に横滑りした時期でしたので、ゲーテの *Nachrichten* の授業でも扱ったためです。ここ数日は、ギリシャの救済をめぐる過激な発言をしたために、メルケル首相からいさめられたようですが、まだ若いこの政治家が今後 FDP 党首としてどのように指導力を発揮していくのかに注目していきたいと思います。

K. K.

2011年10月23日

2011年9月 367号

今回は、2人称の呼びかけの言葉であるドイツ語の“Sie”と“Du”がテーマになっています。ドイツ語を学習する外国人である自分としては、今までほとんど“Sie”しか使用してきませんでしたので、ドイツ滞在中にたまにドイツ人の子供と話した時には、動詞の変化形がスムーズに口から出てこなかったことを思い出しました。

今回興味深かったのは、オーストリアでは、肩書を付けた上で“Du”で話すことが不自然ではないこと、ドイツでのダンス・スクールでは、ダンスを学ぶだけでなく、「誰が」「誰に」対して“Du”で呼び合うことを申し出るでも学ぶこと、さらには、旧東ドイツではかつて、“Genosse”と“Du”が結びついていたために、同僚に対し“Du”を使うのは、現在でも少数派ということでした。

また、最後に紹介されていた、Fest の場で女性編集者が男性編集者に対し互いに“Du”で呼びかけることを提案したものの、翌朝また、“Sie”に戻ってしまったというのにはちょっと笑ってしまいました。

ドイツ語では、話をする側と相手方に対する関係を確かに英語と比較しますと明確にできることは確かです。しかしながら、日本語を考えますと、二人称の言い方として、「あなた」、「君」に加え、「おまえ」、「貴様」、「貴殿」、「汝」、「あんた」等、非常にバリエーションがあります。これらの日本語を英語に訳す場合には、“You”しかありませんし、ドイツ語に訳す場合にも、“Sie”と“Du”しかありませんので、果たしてこれで日本語のニュアンスが伝えられるのだろうかとも考えてしまいます。

K. K.

2011年11月20日

2011年10月 368号

今回は、経営が行き詰ったドイツの自動車部品メーカーの会社の処理と従業員のその後の身の処し方がテーマになっています。民間企業のサラリーマンである自分としても身近なテーマです。

一般的には、アメリカでは、会社が行き詰ると、即、従業員を一時帰休させるか、解雇してしましますが、再就職も比較的容易であるといわれ、日本ではその逆で、会社が行き詰っても、従業員を容易に解雇されないし、かわりに、一旦解雇され失業すると、再就職がアメリカより困難であると言われています。労働組合が強いドイツでは、その中間なのでしょうか。

また、以前の練習問題で、自動車会社の派遣労働者の給与が正社員の給与より低だけでなく、その給与は「人件費」として扱われていないということを出しました。彼らは現在どのような境遇にあるのでしょうか？

今回の放送は 2010 年ですので、当時会社を去らなければならなかった人達は、いまどのような状況に置かれているか、他人事ですが気になるところです。ドイツではこのところずっと失業率が低下しているようですので、この課題に出てきた 61 歳になる女性を除けば、再就職もできたのではないかと思います。

K. K.

2011年12月26日

2011年11月 369号

今回は、一人の Ermittlungsrichter (捜査判事?) の活躍がテーマになっていますが、よくこの捜査判事が取材に応じてくれたものであると思いました。日本では、警察が犯罪者を捜査する様子を取材され、テレビで放映されたのを見たことがあります、現役の判事が取材された番組を見たことはありませんでしたので、今回のテーマは驚きでした。恐らく、日本では、司法は、警察に比べ一般の話題になりにくいのではないのでしょうか。実際には、冤罪がニュースで大きく取り上げられている現在の日本では、人々の関心をもっと司法にも向けられ、マスメディアも取材をすべきであると思えます。もっとも、ドイツでのこの放送のように、日本の司法当局がこれに応じてくれなければ話にならないわけですが。今回の放送の中で、この判事 (Grashoff) の仕事のみならず、熱心なスポーツマンであり、ヴェーダー・ブレーメンのファンであるという一人の人間としての一面も紹介されておりました。

今回は、多くの司法用語が出てきました。例えば、Fluchtgefahr, Wiederholungsgefahr, Verdunklungsgefahr, Untersuchungshaft, Gerichtsverhandlung, Gerichtsprotokoll, Gerichtsprotokollant, Freiheitsentzug, Tatverdächtige などですが、これらは日本語では知っていてもドイツ語では知らなかったものばかりでしたので、今回のテーマによりこの分野での語彙を少し増やすことができよかったです。

K. K.

2012年1月15日

2011年12月 370号

さて、今回は、Weimar が取り上げられていますが、Weimar といえば古くはゲーテやシラーが住んでいた都市として、また第一次世界大戦後はヴァイマル憲法を通じて知っている程度でした。ところが、今回の課題により、もうひとつ、ヘッセン州にも Weimar があることを知り驚きました。

今回の課題のテーマからははずれますが、非常に印象に残りました点があります。それは、アメリカに渡った年老いたユダヤ人たちに関する記述です。彼らは60年以上も年月が経過しているので、かつての自分の幼い同級生が誰だか判別がつかないわけですが、(子はすでに壮年となっているので適当ではありませんので) その孫たちを見て自分たちの幼い頃の面影を見ることにより誰だかを判別していることです。これに似たことは私達もよく経験することだと思います。この事象があらためて文章になっているので、この箇所が特に今回は印象深いです。

K. K.